

「令和4年度「水産物」「こんぶ」「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」及び「あじ」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	コンブの先着順は例年初日の申請者の1割くらいしか枠を取得できていません。希望が多いのですから先着枠に振り向ける枠をもっと増やしてください。	<p>1. 輸入割当限度数量は、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。割当方式ごとの輸入割当限度数量についても同様に決定しております。</p> <p>2. こんぶについては、産地により品質や用途が多様であり、国内生産の約9割が北海道であるという特性があるため、我が国の零細なこんぶ加工業者が原材料の安定的な確保等を図れるよう、北海道漁連に一元的に需要者割当てを行い、国内こんぶの生産状況と需給等の調整をとりつつ、定常的に輸入こんぶを扱う国内の加工業者まで行き届く数量を設定することを基本としております。</p> <p>3. 今後とも、水産庁と連携し、国内需給等の状況をみながら割当方式ごとの輸入割当限度数量を設定し、輸入割当制度を適切に運用してまいります。</p>
2	輸出入事務全般に対して、提出書類に法人番号を記載させるべき。	<p>今回の御意見は、経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見と理解しました。輸出入事務全般の中には、今回の意見募集に関する事案も含まれるため、その部分についてお答えいたします。御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p>